

平成27年度

社会福祉法人野木町社会福祉協議会事業計画書

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

平成27年度社会福祉法人野木町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

近年、急速な少子高齢化、高齢者や児童等への虐待、孤立死の問題など、核家族化の進行による価値観の変化や地域におけるつながりの希薄化により、地域社会においても様々な課題が生じています。

このような中、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的機関として位置づけられ、行政や各関係機関と連携し、地域における様々な生活課題や地域課題を解決しなければなりません。

一方、今年度におきましては、生活困窮者自立支援法の本格施行や介護保険法改正など福祉関係諸制度の各分野において大きな改革が行われるため、新制度に基づく利用者本位の良質なサービスの提供に向け、利用者や家族、地域住民との信頼関係を築きながら、事業の推進を進めていくことが重要であります。

さらに、町の計画である地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画の一体的計画として『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』の策定を2カ年かけて進め、共に支え合い、助け合いながら、安心して生活できる福祉コミュニティづくりの推進と福祉の充実を目指します。

【重点施策】

1、生活困窮者に対する総合的な支援体制の構築

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談者の自立に向け、自立相談支援機関、ハローワーク、民生委員等の関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の構築に努める。

2、介護保険サービス・介護予防施策の推進

介護保険サービスでは、地域のニーズを発見し、相談や支援につなぐ取り組みを、地域住民や関係者と協働のもと、利用者本位のより良い信頼される質の高い介護サービスの提供に努める。また、地域支え合いによる地域包括システムの構築の実現に向けた支援を進める。

3、ボランティア活動の普及・啓発と福祉教育の推進

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、町ボランティア支援センターと連携を図るとともに、各種養成講座・研修会の開催や次世代を担う子どもたちに、福祉・ボランティアへの理解と関心を深めてもらえるよう福祉教育を推進する。

4、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

町と協働した計画作りに取り組み、住民の抱える公的サービスだけでは解決できない様々な問題に対し、地域住民や関係機関・団体・社会福祉事業者、行政と連携して、解決していく新たな支え合いの仕組みづくりを進める。

【1】 法人運営

(予算 単位:千円)

1 社会福祉協議会組織機能強化	
<p><u>(1) 理事会・評議員会・監査会</u></p> <p>理事会・評議員会・監査会の開催により、法人の適正な運営と効果的な事業の実施をすすめる。また、理事会・評議員会を通じて関係機関との連絡調整を図り、社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として継続的かつ安定的に地域福祉を展開していくための法人組織基盤の強化を目指す。</p> <p>① 理事会の開催（事業計画・報告、予算・決算他の承認及び認定） ② 評議員会の開催（事業計画・報告、予算・決算他の承認） ③ 監査会の開催（事業、会計他法人運営に係る監査）</p> <p><u>(2) 会員増強</u></p> <p>社会福祉協議会活動の理解を得るとともに会員増強を推進する。</p> <p>① 会員募集月間（7月）</p> <p><u>(3) 善意の寄付受入</u></p> <p>① 社会福祉事業費 ② 社会福祉基金</p>	

【2】 地域生活支援活動

1 相談援助活動	
<p><u>(1) ふれあい福祉総合相談</u></p> <p>住民の抱える様々な生活や福祉問題等に対し、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種相談を行うとともに、必要な福祉サービスの実施に努める。</p> <p>①心配ごと相談：月2回（第1・3水曜日） 民生委員児童委員・人権擁護委員・保護司で構成し、日頃の悩みなど日常生活に関する相談を行う。</p> <p>②法律（弁護士）相談：年6回 奇数月（第3木曜日） [弁護士] 財産・扶養・土地・金銭トラブル・離婚他法律に関する相談を行う。</p> <p>③介護相談：随時 [介護職員・地域包括支援センター] 介護や介護保険（サービス）等に関する相談を行う。</p> <p>④高齢者相談：随時 [地域包括支援センター] 高齢者の抱える日常生活全般に関する相談を行う。</p> <p>⑤相談員研修会の開催</p>	<p>[433]</p>

2 権利擁護・成年後見の推進活動	
<p><u>(1) 日常生活自立支援事業（愛称 あすてらす）</u> 高齢者や障がい者が利用契約型福祉社会の中で判断能力が不十分な方に、福祉サービスや日常的な金銭管理などの援助を行い、社会的に不利益を被らないように、地域で安心して暮らせるよう支援する。</p> <p>①福祉サービス利用援助 福祉サービスに関する情報提供や相談 福祉サービス利用の必要な手続き 他</p> <p>②日常的な金銭管理サービス 福祉サービス利用料や日用品等の代金の支払い 税金、保険料、公共料金の支払い 他 預金の払戻、解約、預金の預け入れ等金銭管理</p> <p>③書類等預かりサービス 預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書などの保管 ※生活支援員（サービス提供者）の確保</p> <p><u>(2) 成年後見制度に関する相談</u> 成年後見制度利用に関する相談説明や専門関係機関（サポートセンターなど）との連絡調整を行い、円滑に利用できるよう支援する。</p>	
3 生活資金等の支援活動	
<p>生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金貸付のみならず関係機関と連携することにより、より一層効果的に相談者の自立を図る。</p> <p><u>(1) 社会福祉金庫（資金貸付事業）</u> 要援護者支援として、一時的な緊急小口の生活資金等の貸付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活ができるよう支援する。</p> <p>①生活一時資金 ②医療、介護一時資金 ③家屋修理一時資金 ④奨学一時資金 他の一時資金</p> <p><u>(2) 生活福祉資金（資金貸付事業）</u> 他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯に資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活を確保することを目的とする。</p> <p>①総合支援資金 失業等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費等の資金の貸付事務・相談支援</p> <p>②福祉資金 他資金等が利用できない低所得世帯、療養・介護を必要とする高齢者や障がいのある方と同居する世帯に資金の貸付事務・相談支援</p> <p>③緊急小口資金</p>	<p>[1, 465]</p> <p>[100]</p>

<p>緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった世帯への資金の貸付による生活の立て直し支援</p> <p>④教育支援資金 学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中の学費の貸付事務・相談支援</p> <p>⑤臨時特例つなぎ資金 離職者を支援する公的給付や貸付の開始までのつなぎ資金貸付等支援</p> <p><u>(3) 行路援護者援助</u> 行路援護者等の生活や自立援助のための交通費の支援</p>	[12]
4 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	
<p><u>(1) 地域福祉活動計画策定事業 {1年目・H27年度}</u> 町との協働事業により、『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定する。</p> <p>①住民を対象にアンケート調査・地域座談会の開催 複雑・多様化する地域における生活課題や福祉課題及び地域福祉の推進に係る町民のニーズを的確に把握するためにアンケート調査の実施、並びに地域座談会を開催する。</p> <p>②策定委員会の開催 アンケート調査・座談会の実施の結果を踏まえ、野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するため、策定委員会を開催し、計画の検討を行う。</p>	[391]
【3】 町民福祉活動の推進と連携・協働	
1 社会福祉等のボランティア活動支援	
<p><u>(1) ボランティア関係機関との連携と活動基盤整備</u> 町が設置するボランティア支援センター「きらり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係等のボランティア活動がより円滑にかつ効果的に進行されるよう支援する。</p> <p>①ボランティアルームの活用促進 社会福祉関係等の各種ボランティア団体・個人の活動拠点の場を提供</p> <p>②ボランティア活動機材の整備と貸出し 視聴覚機材・障がい者支援のための特殊機材・ハンディキャップ体験装具他の整備・貸出し</p> <p><u>(2) ボランティア活動保険加入手続</u> ボランティア活動が安心して行えるよう、活動内容に沿った保険加入を促進し、加入の事務手続きを行う。</p> <p>①ボランティア活動保険 ボランティア活動中のさまざまな事故による補償</p> <p>②ボランティア行事用保険 地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における補償</p> <p>③その他（福祉サービス総合保障、送迎サービス保障、ふれあいサロン等）</p>	

<p>(3) ボランティア団体等の活動支援 ボランティア団体・個人の活動の推進のため、ボランティア活動に活躍するさまざまな団体や個人が連携をもって、活動できるよう支援する。</p> <p>①社会福祉関係等のボランティア団体支援と活動助成 社会福祉関係等のボランティアサークル・個人により構成された連絡協議会の事務局を担当し、各種活動の支援と助成を行う。</p> <p>②ボランティア研修会 社会福祉等ボランティアの研修として、講話又は視察等を実施する。</p> <p>(4) 災害時における支援活動 災害時におけるボランティア活動対応を迅速に行うため、平常時より関係団体とのネットワークづくりに取り組み、ボランティアの確保・育成をすすめることで災害時における支援体制の整備を図る。</p> <p>(5) 災害ボランティアセンター設置に係る整備・訓練 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、災害時における被災地域や被災者支援に対し、効果的に行動するため、設置にともなう資機材整備や非常時に備えたシミュレーション訓練を実施するなど非常時体制の確立を目指す。</p> <p>①災害ボランティアセンター設置の目的・内容の地域住民・関係機関等への周知と理解</p> <p>②災害時における要援護者の把握（関係機関との情報の共有）</p> <p>③災害ボランティアセンター運営に係る資機材等の整備</p> <p>④災害ボランティアセンター設置・運営がより円滑にすすめるためのシミュレーション訓練（マニュアルの検証）</p>	<p>[290]</p>
2 社会福祉等ボランティア活動の推進と担い手の育成	
<p>(1) ボランティア講座の開催 当事者や地域における社会福祉ボランティア活動の理解と活動への参加の促進を図るため各種技術講座を開催する。</p> <p>①手話・朗読・点訳講座・傾聴ボランティア養成講座の開催 視覚、聴覚障がい者の理解と支援のための各種技術講座、高齢者や障がい者等の理解を深めるための必要な技術（傾聴）を学び、地域活動に向けたボランティアの養成をする。</p> <p>②災害ボランティア養成講座の開催 災害時における被災者や被災地域を支援するためのボランティアの発掘・養成する講座（災害ボランティアの活動内容、備え、炊出しなど）を開催する。</p>	<p>[250]</p> <p>[50]</p>

【4】福祉教育の推進活動

1 児童生徒の福祉教育活動推進	
<p>(1) 児童・生徒等の福祉やボランティア活動体験講座と普及事業</p> <p>福祉教育を通し、児童・生徒が豊かな体験を積み、思いやりの心を育み、助け合いの意識を養う。</p> <p>①ボランティアサマースクールの開催</p> <p>高校生・大学生・専門学校生等を対象に社会福祉施設（高齢者福祉施設・障がい者福祉施設・児童福祉施設）やハンディキャップ体験と福祉やボランティアに関する情報収集、また、活動者との交流などを行い、理解と関心を高める。</p> <p>②小学生チャレンジスクールの開催</p> <p>小学生を対象に、ハンディキャップ体験や手話・朗読・点字などの福祉講座と、自然に親しみながらの屋外遊びや集団遊びなどを行う。</p> <p>③One day ボランティアスクールの開催</p> <p>中学生を対象に1日福祉体験講座を行い、社会福祉やボランティア活動への理解と関心を高める。</p> <p>④学童・生徒のボランティア活動普及事業（フォローアップ事業）</p> <p>町内小中学校の児童・生徒を対象に、ボランティア活動等の体験をとおして社会福祉への理解と関心を高め、地域に密着した福祉教育の推進を支援する。</p> <p>⑤教育機関（学校）における福祉教育への支援活動</p> <p>高齢者・障がい者等ハンディキャップ（車イス・アイマスク・高齢者疑似）体験指導や各種福祉ボランティアサークルによる手話・朗読・点字などの技術体験学習を行い、支援をする。</p>	[738]

【5】当事者の社会参加と在宅生活支援

1 高齢者の社会参加と健康・生きがいづくり支援	
<p>(1) ひとりぐらし高齢者の交流会の開催</p> <p>ひとりぐらしの高齢者を対象とした交流会を開催し、社会活動の参加の機会を提供し、当事者・地域民生委員児童委員・ボランティア等との互いの交流をとおして孤独の緩和化を図るとともに生きがいづくりをすすめる。</p> <p>①交流会開催 2回／年</p>	[368]
<p>(2) ふれあいサロン事業／ふれあいサロン支援事業の実施</p> <p>地域における高齢者が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがい活動をとおし、元気に安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動のもと、日常的なふれあいや交流を行う場づくりの推進を目的とし、サロンの開設および地域における自主的運営を担う組織・団体等に対し助成・支援を行い、サロンの普及と拡充を進める。</p>	[3, 097]

<p>①内容：健康チェック、健康体操、ゲーム、レクリエーション、趣味活動、歌、茶会、季節行事などを各会場にて実施</p> <p>②研修：ふれあいサロン運営協力者の発掘・育成のための研修を実施</p> <p>③助成：地域自主的サロンの運営への助成・支援</p> <p><u>(3) 世代間交流事業</u> 児童と地域の高齢者が季節行事やレクリエーションをとおしての交流を行う。</p> <p><u>(4) 老人レクリエーション大会・ペタンク大会の開催</u> 町老人クラブ連合会と協働実施、競技をとおし高齢者の健康増進と交流を図る。</p>	<p>[57]</p> <p>[156]</p>
<p>2 高齢者の在宅生活支援</p>	
<p><u>(1) 配食サービス（友愛訪問）事業</u> ボランティアの協力により、ひとりぐらしの高齢者や高齢者世帯等にお弁当の宅配を行うことで、安否の確認と日常生活の身体的・精神的な負担の軽減と健康維持を図る。</p> <p>①配食（安否確認）回数・日 月4回 金曜日</p> <p><u>(2) 生活支援事業</u> 介護保険の要介護認定に該当しない方で、身体又は精神の障がい等により日常生活を営むのに支障のある方に訪問介護員を派遣し、家事の援助及び相談等を行う。</p> <p><u>(3) ふれあいサービス（住民参加型在宅福祉サービス）事業</u> 高齢や障がい等により日常生活を営むことに支障のある方に対し、住民の相互支え合いによる会員制の家事援助サービスを提供する。</p> <p><u>(4) 外出支援サービス事業</u> 高齢者で肢体不自由等により、日常生活で常時車いすを使用している方で、一般の交通機関を利用することが困難な方に、リフト付車両により居宅と社会福祉施設又は医療機関等の間の送迎を行う。</p> <p><u>(5) 福祉機器（車いす）貸出事業</u> 歩行等が困難で車いすを必要とする方の日常生活の便宜を期するため車いす貸出を行う。</p> <p><u>(6) 高齢者の相談</u> 高齢者の抱える日常生活全般に関する悩みや困りごと、介護や介護保険制度に関することなどの相談に応じる。</p>	<p>[1, 498]</p> <p>[5, 228]</p> <p>[13]</p> <p>[417]</p>

<p><u>(7) 介護出前講座の開催</u> 高齢者の在宅介護による介護者の悩みや相談、互いの情報交換、また、介護技術の講習などを地域の集会の場に出向いて行う。</p>	
<p><u>(1) 障がい児者交流等事業</u> 町心身障害児者父母の会、町身体障害者福祉会との協働により、各種事業を実施及び支援をする。</p> <p><u>(2) 視覚障がい者朗読テープの作成と貸出</u> ボランティア団体の協力により、視覚に障がいのある方へ情報提供等の支援をするため広報誌等の録音テープ・デージー録音CDを貸出する。 (盲人用郵送制度利用により容易に送付・返却)</p> <p><u>(3) 視覚、聴覚障がい者を支援する手話・朗読・点字の普及活動</u> 団体活動支援と各種技術講習会等の実施</p> <p><u>(4) 生活支援事業(再掲)</u> 介護保険の要介護認定に該当しない方で、身体又は精神の障がい等により日常生活を営むのに支障のある方に訪問介護員を派遣し、家事の援助及び相談等を行う。</p>	<p>[37]</p>

【6】 居宅介護サービス事業の推進

<p>1 介護保険事業と障害者自立支援事業</p>	
<p><u>(1) 居宅介護支援事業</u> 介護保険法に定める「居宅介護支援サービス」の提供を実施。要介護者等の心身の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計画を作成し、介護サービスが適正かつ円滑に提供されるよう管理し、また、関係機関・事業所との連携・調整を図りより良質なサービスが受けられるよう支援する。</p> <p>①介護サービス計画の作成 ②サービス提供の進行管理 ③苦情受付と処理 その他</p>	<p>[18, 329]</p>
<p><u>(2) 訪問介護事業</u> 介護保険法に定める「訪問介護サービス」の提供を実施。要介護者等の心身の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、また、関係機関・事業所との連携・調整を図り、総合的なサービス提供に努める。</p> <p>①身体介護サービスの提供 ②家事援助サービスの提供</p>	<p>[14, 030]</p>

<p>(3) 予防訪問介護事業</p> <p>介護保険法に定める「予防訪問介護サービス」の提供を実施。要支援者等が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した生活が営めるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことで、心身機能の維持回復と生活機能の維持又は向上を目指す。また、関係機関・事業所との連携・調整を図り総合的なサービス提供に努める。</p> <p>(4) 自費訪問介護サービス事業</p> <p>高齢者等の心身の特性を踏まえ、自立した生活が営めるよう、介護保険に適用しない訪問介護サービスを提供する。また、関係機関・事業所との連携・調整を図り総合的なサービス提供に努める。</p> <p>①生活援助サービスの提供 ②身体援助サービスの提供</p> <p>(5) 障害者福祉居宅介護事業</p> <p>障害者総合支援法に定める「居宅介護サービス」の提供を実施。利用者が居宅において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、入浴・排せつ及び食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、及び相談や助言、移動の介護その他生活全般の援助を行う。また、関係機関・事業所との連携・調整を図り、総合的なサービス提供に努める。</p>	
2 高齢者の介護予防と包括的援助・支援	
<p>(1) 野木町地域包括支援センターの運営</p> <p>地域において高齢者の心身や健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために地域の民生委員児童委員、介護サービス事業者、医療機関、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア、その他の関係機関また、インフォーマルサービス等との連携・連結により必要な援助、支援を包括的に行う。</p> <p>①総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークの構築 ・社会資源ニーズ把握 ・地域住民啓発活動 ・地域住民の実態把握 <p>②権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の活用 ・成年後見制度の活用 ・虐待困難 ・消費者虐待の防止 <p>③包括的・継続的ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のケアマネジメント支援 ・介護支援専門員への支援 ・関係機関、団体等との連携 	[36, 610]

<p>④介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業（介護予防計画の作成他） ・二次予防事業の対象者施 <p>（２）安全安心見守りネットワーク事業</p>	[814]
<p>野木町安全・安心ネットワーク事業に基づき、地域住民、民生委員児童委員・協力事業者・関係機関等との協力・協働により、要援護者が地域から孤立することを防止し、日常の安否確認をするとともに、必要な支援を迅速かつ効果的に行うためのネットワークの構築をすすめる。</p> <p>①地域包括支援センターの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の説明と相談支援 ・見守り活動の継続支援 ・要援護者と協力員とのミーティングやプランニング ・見守り協力員活動支援と連携 ・その他見守り活動に係る包括的支援・コーディネート 	
<p>（３）通所型介護予防事業</p> <p>介護予防ケアマネジメント事業の実施が適当とされた二次予防事業対象者の介護予防を目的とした事業を実施する。</p> <p>①運動器機能向上事業（フォローアップ事業含）</p> <p>②栄養改善事業</p> <p>③口腔機能の向上事業</p>	[2, 500]
<p>（４）家庭科教室</p> <p>高齢者の介護予防を目的に、日常生活の家事の仕方などを支援する。特に料理講習等をとおして栄養改善指導を行い、健康維持をすすめる。</p>	[60]

【7】施設管理・経営

<p>1 施設の管理経営の充実</p>	
<p>（１）野木町老人福祉センター（ホープ館）の管理・運営</p> <p>高齢者の福祉を増進する事業の展開と老人福祉センターの施設機能の充実と利用促進を図り、適切な管理運営に努める。</p>	[21, 525]
<p>（２）老人福祉センター事業の実施</p> <p>①生きがい講座</p> <p>高齢者の文化教養の向上と相互の交流を深め、趣味を高めて、楽しく生きがいのある暮らしを営めることを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3講座（創作・習いごとなど） <p>②健康体操教室</p> <p>心身の老化防止と健康維持・増進と生きがいづくりを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟運動・レクリエーションダンス・ウォーキングダンスなど 	[938]

【10】 公共交通事業

1 デマンド交通運営事業の経営	
<p>(1) デマンドタクシー「キラ^{りん}輪号」運行の管理経営</p> <p>町の実施するデマンド交通事業を受け、外出が容易にできない町民の交通手段を確保するための乗合タクシーの運行事業を運営する。運営にあたっては町民の利用の促進と利便性の確保、及び快適に利用できるよう努める。</p>	[17, 674]